

令和5年6月

臨時會議事録

備北地区消防組合

令和5年6月12日備北地区消防組合議会臨時会を開会した。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番 坪田 朋人 2 番 松本みのり 3 番 藤原 洋二
4 番 桂藤 和夫 5 番 中原 秀樹 6 番 増田 誠宏
7 番 月橋 寿文 8 番 徳岡 真紀 9 番 新田 真一
10 番 堀井 秀昭（議長） 11 番 横路 政之
12 番 弓掛 元 13 番 横光 春市（副議長）
14 番 鈴木深由希 15 番 政野 太
以上15名（欠席議員1名 16番 保実 治）

2 地方自治法第121条により出席した者の職氏名は、次のとおりである。

三次市長 福岡 誠志 庄原市長 木山 耕三 三次市副市長 堂本 昌二
消 防 長 谷川 真澄 総務課長 松本 英嗣 予防課長 佐々木光昭
警防課長 山本 修司 通信指令課長 真丸 行成 三次署長 松田 吉弘
庄原署長 松本 好弘 東城署長 川崎 明德
以上11名

3 議会事務局職員として出席した者の職氏名は、次のとおりである。

総務課課長補佐 中岡 紳 総務課庶務係長 児玉 智宏
総務課経理係長 橋本 政彦

4 会議に付した事件は、次のとおりである。

議案日程

日 程	議案番号	件 名
追加日程		議長辞職の件
追加日程		議長の選挙

追加日程		副議長の選挙
第 1		会期の決定について
第 2		行政報告
第 3	議案第11号	備北地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について
第 4	議案第12号	備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）について
第 5	議案第13号	動産の買入について（消防ポンプ自動車）
第 6	議案第14号	動産の買入について（高規格救急自動車）
第 7	議案第15号	備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについて
第 8	議案第16号	備北地区消防組合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて

5 議事の状況は、次のとおりである。

午前10時00分 開会

○議長（弓掛元君） 本日は、何かと御多忙なところ御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、保実議員から欠席届が提出されており、出席議員数は15名でございます。

それでは、開会する前に御報告申し上げます。

皆様御存じのことと存じますが、さきの三次市長選挙におきまして福岡誠志氏が当選され、当組合の管理者として就任されましたので、御紹介いたします。

○管理者三次市長（福岡誠志君） 失礼します。

さきの市長選挙におきまして2期目の当選をさせていただきました。それに伴いまして、当組合の管理者として引き続き仕事をさせていただきます。市民の生命と財産を守るべく、引き続き頑張ってまいりたいというふうに思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（弓掛元君） また、堂本昌二氏が5月18日の三次市議会の同意を得て、三次市副市長に選任され、同時に当組合の副管理者として就任されたので、御紹介いたします。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） 引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（弓掛元君） それでは、ただいまから令和5年備北地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

それでは、本日の会議録署名者を指名いたします。

会議規則86条の規定によって、署名者は徳岡議員及び政野議員を指名いたします。

この際、議事の都合により、副議長と交代しますので、よろしく願いいたします。

（議長交代）

○副議長（堀井秀昭君） 議長と交代をいたしました。よろしく願いいたします。

弓掛元議長から議長の辞職願が提出をされております。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第1として、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、弓掛元議長の退室を求めます。

（弓掛議長退室）

○副議長（堀井秀昭君） それでは、辞職願を朗読させます。

○（議会事務局職員） 失礼します。辞職願を読み上げさせていただきます。

辞職願。令和5年6月12日。備北地区消防組合議会副議長様。

このたび、組合議員全員協議会における議長2年間の申合せにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

備北地区消防組合議会議長弓掛元。

以上でございます。

○副議長（堀井秀昭君） お諮りいたします。

弓掛元議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

したがって、弓掛元議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

弓掛議員、入室してください。

（弓掛議員自席へ）

○副議長（堀井秀昭君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にし

たいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法について、動議を求めます。

〔11番 横路政之君、挙手して発言を求める〕

○副議長（堀井秀昭君） 横路議員。

○11番（横路政之君） 動議を提出いたします。

指名者は、当組合議会議員の鈴木深由希議員の指名によることを提案いたします。

○副議長（堀井秀昭君） ただいま横路議員から指名者について、当組合議員の鈴木深由希議員を望む提案がありました。

お諮りいたします。

この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

それでは、鈴木深由希議員が指名することに決定をいたしました。

鈴木深由希議員、指名をお願いいたします。

○14番（鈴木深由希君） 鈴木深由希でございます。

ただいま御指名がございましたので、指名させていただきます。

議長に、現在当組合議会副議長である庄原市選出の堀井秀昭議員を推薦いたします。

○副議長（堀井秀昭君） お諮りいたします。

ただいま鈴木深由希議員から推薦されました私、堀井秀昭を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって、鈴木深由希議員から指名のありました私、堀井秀昭が議長に当選をいたしました。

○議長（堀井秀昭君） それでは、副議長でありました私が議長の任に就くことになりましたので、副議長が空席になりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法についての動議を求めます。

〔14番 鈴木深由希君、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 鈴木深由希議員。

○14番（鈴木深由希君） 動議を提出いたします。

指名者は、当組合議会議長の指名によることを提案いたします。

○議長（堀井秀昭君） ただいま鈴木議員から指名者について、当組合議会議長の指名によるとの提案がありました。

お諮りいたします。

この動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

それでは、当組合議会議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、当組合議会議長である私が指名をさせていただきます。

副議長に三次市選出の横光春市議員を推薦いたします。

お諮りいたします。

三次市選出の横光春市議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

したがって、横光春市議員が副議長に当選をされました。

ただいま副議長に当選されました横光議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項により告知いたします。

副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

○副議長（横光春市君） 失礼いたします。

ただいま御推薦をいただきまして、全員の御同意によりまして副議長に就任をいたしました。堀井議長を支えてまいりたいというふうに思っていますし、今大変な課題でございます備北地区消防組合消防本部並びに三次消防署の庁舎移転に関しましても一生懸命取り組んでまいりたいと、そのように考えております。ぜひ皆様方の御協力を賜りまして、よろしくお願い申し上げまして就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀井秀昭君） それでは、次の日程に入ります前に、管理者福岡三次市長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

〔管理者三次市長（福岡誠志君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 三次市長。

○管理者三次市長（福岡誠志君） 本日、令和5年備北地区消防組合議会臨時議会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては御多用の中、御出席を賜りましてありがとうございます。

また、備北地区消防組合の運営につきまして御理解と御協力をいただきまして業務を推進しているところでありまして、心から御礼を申し上げる次第であります。

先ほど堀井議長、横光副議長が就任をされたところでございますけれども、これまでの経験を生かしていただきまして備北地区消防組合の発展に御尽力いただきますようお願いを申し上げます。

さて、令和5年4月に救急業務に関しまして重大な事故が発生いたしました。被害に遭われた方につきましては入院をされておりましたが、6月7日に御逝去されたとの情報を三次警察署からいただいております。ここに謹んで御冥福をお

祈りいたします。

消防業務は、常に人命に関わる業務であり、私も事故の発生後には、管理者として消防長への安全管理の徹底について指示を行いました。この件につきましては、後ほど消防長から報告をさせます。

また、令和5年3月組合議会において御議決いただいております備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎整備事業につきましては、令和5年5月三次市議会臨時会において事業関連予算の修正案が可決され、現地点では事業着手が困難な状況となっております。三次市議会に対しましては、速やかな事業執行に移行できるよう引き続き丁寧な説明に努め、このたびの6月議会に再度上程をさせていただきます。

さて、先月開催されましたG7広島サミットは、厳格な警備体制の下、無事終了しましたが、消防組織につきましても、県内消防はもとより、東京消防庁をはじめ、大阪市消防局や神戸市消防局など西日本各地から消防職員が派遣され、連携した警戒警備が行われました。当組合からも広島空港でのNBC災害等の警戒警備や要人宿泊施設の予防警備などに27人の消防職員の派遣、協力をしたところです。各地の消防組織との連携は、近年、全国各地で発生する大規模災害での迅速な対応が必要となった際に、住民の安心・安全の確保につながるものと考えています。

結びに、今後も住民の皆様の声に寄り添い、住民の生命と財産を守ることを最優先に、災害に強い安全で安心なまちづくり、地域づくりを推進してまいります。

本日は、消防ポンプ自動車、高規格救急自動車に係る動産の買入れや監査委員及び公平委員会委員の選任同意など議案6件を上程しております。

なお、管内災害状況など消防行政の詳細につきましては、後ほど消防長から説明を申し上げます。

それでは、何とぞ御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第2，行政報告を行います。

消防長から行政報告の申出がありました。これを許します。

〔消防長（谷川真澄君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 谷川消防長。

○消防長（谷川真澄君） 改めまして、おはようございます。

最初に、先般4月19日に発生しました救急活動中における業務事故について御報告いたします。

事故の後、入院治療をされていた被害者の方が6月7日にお亡くなりになったという報に接しました。謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

また、住民の皆様の信頼を大きく失墜し、議員の皆様にご心配、御迷惑をおかけしましたことに対しまして、重ねておわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

事故の概要について御説明いたします。

本件は、三次市内の医療機関Aから医療機関Bへの転院搬送の依頼があり、医療機関Aの病室ストレッチャーから救急車のストレッチャーに傷病者を移動させ、そのストレッチャーを持ち上げる際に約70センチの高さからの傷病者転落という事故でございます。その際、傷病者は右側頭部と右肩を打撲され、搬送先の医療機関Bで急性硬膜下血腫と診断されたことから、さらに医療機関Cへ転院搬送され、手術後、入院治療をされておりました。

事故後の消防組合の対応ですけれども、翌朝、緊急幹部会議を招集しまして、幹部職員に対し、救急活動時における安全管理と再発防止の徹底について指示し、文書で通知するとともに、救急事故検証委員会を設置いたしました。全職員を対象とした救急研修会、救急指導者会議等を実施し、当組合の警防活動時における安全管理マニュアルの一部を改正するとともに、さらなる再発防止を徹底したところです。

今回の業務事故で住民の皆様の信頼を大きく失墜させ、備北消防への信用も大きく失いました。改めて、信頼回復と再発防止に向けて全力で取り組む所存でございます。

続いて、消防行政の執行状況につきまして御報告いたします。

資料1を御覧ください。

今年に入り、5月末現在で管内では53件の火災が発生し、昨年同時期と比較して2件増加しております。また、2名の方がお亡くなりになり、6名の方が負傷されています。

火災発生状況は、三次市が26件、庄原市が27件で、それぞれ前年比1件の増加で、林野火災、その他の火災が全火災件数の約7割を占めている状況です。

当組合では、両市消防団と連携し、車両による火災予防広報、両市の御協力による音声告知放送、住宅防火訪問や防火教室などの機会を捉え、防火意識の普及を図り、関係機関とのさらなる連携によって火災の未然防止を強く訴えてまいりたいと考えています。

次に、救急・救助の出動状況でございます。

救急は1,793件出動し、1,687名の方を搬送しており、昨年同期と比較して出動件数で33件、搬送人員で36人減少しています。

救助につきましては、27件出動、18名の方を救助し、昨年同期と比較し、件数で5件、人員で2人増加しております。

また、高速道路への出動状況ですが、中国自動車道、尾道松江道に11件出動し、内訳は、中国自動車道2件、尾道松江道9件の出動となっています。

ドクターヘリの要請件数は26件で、内訳につきましては、広島県のドクターヘリ15件、島根県5件、鳥取県6件でございます。

次に、消防車両の更新について資料2を御覧ください。

今年度は、東城消防署の消防ポンプ自動車を去る4月21日、同じく東城消防署配備の高規格救急自動車を去る4月28日に指名競争入札しました。

まず、消防ポンプ自動車につきましては、平成11年に配備した車両で、配備後24年が経過した車両を更新するものです。指名競争入札として6社を指名し、2社が辞退、4社で入札を行い、株式会社三葉ポンプが落札し、税込み4,972万円で仮契約に至り、納期は令和6年3月15日としております。

次に、高規格救急自動車は、平成20年に配備した車両で、配備後15年が経過し、走行距離約22万3,000キロの車両を更新するものです。この車両につきましては、4社による指名競争入札を行い、広島日産自動車株式会社三次店が落札し、税込み1,925万円で仮契約に至っております。あわせて、救急車に積載する資機材について、4社を指名し、2社が辞退、2社で入札を行い、日本船舶薬品株式会社広島営業所が税込み1,171万5,000円で落札し、車両、資機材ともに納期は令和5年12月15日としております。

この2台の車両は、予定価格2,000万円以上の動産の買入れということで議会の議決に付すべき財産の取得であることから、本臨時会へ議案として御審議をお願いしているところでございます。

本日の上程議案ではございませんが、消防本部の指揮車の入札を去る5月9日に執行し、三次マツダモーターズ株式会社が税込み660万8,798円で落札し、現在手続を進めております。

御覧いただく資料は以上となります。

次に、職員体制ですが、今年度採用した4名の職員が4月6日から約6か月間の予定で広島県消防学校の初任教育課程に入校しています。そのほかにも、消防大学校、広島県消防学校に職員を入校させ、専門的な知識や技術を習得させていく予定です。救急救命士の養成につきましては、昨年度、北九州市にあります救急救命九州研修所で研修した3名が、3月に実施された国家試験に合格しました。これら3名の職員は、約1か月の病院実習を経て、救命士として救急活動に従事します。また、本年度も引き続き2名の職員を救急救命研修所で研修をさせる予定でございます。

また、本年度の主な訓練と行事ですが、先般開催されたG7広島サミットの消防特別警戒要員として開催日前後の5月16日から22日までの7日間、車両3台、人員27人を派遣し、無事任務を終了しております。

7月19日、岡山市で中国地区消防救助技術指導会が開催され、当組合も出場に向けて日々訓練に取り組んでところでございます。

また、10月28日、29日の両日、岡山県で開催される中国四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練に当組合からも参加を予定しております。

そのほか各消防署、出張所において、消防団、自主防災組織、地域の皆さんと

連携し、各種災害を想定した訓練を実施し、防災意識の高揚と災害時の連携の強化を図ってまいります。

終わりになりましたが、今回の業務事故を重く受け止め、消防活動における安全管理と再発防止を徹底して、市民の皆様の安心・安全確保のため、業委員一丸となって職務に邁進する所存でございます。引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして行政報告とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀井秀昭君） ただいまの行政報告に対しまして、質疑はございませんか。

〔15番 政野太君、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 政野議員。

○15番（政野太君） ちょっと質疑のルールをちょっと理解してないので、事前に通告もさせてもらってますが、今の消防に対して1つお伺いしたいと思うんですけども、事故で亡くなられた方には心から御冥福を申し上げますところですが、今回ストレッチャーから移動する際に起きた事故ということでもありますけども、その際、患者さんが下に転倒されたということであったんですが、実際通常の業務の中でストレッチャーから移動する際に、たまたま今回重傷を負われたということであるんですが、けががない場合とかもあるのか、実際にですよ、そういった事例があるのかどうかだけちょっと御質問させていただきたいんですけども。

〔消防長（谷川真澄君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 谷川消防長。

○消防長（谷川真澄君） 過去にこのような事例があるかという御質問でございますけれど、ストレッチャーから傷病者の方が転落されたという事故については、過去に事例はございませんけれども、ストレッチャーがちょっと斜めになってヒヤリ・ハットの事案については過去数件ございました。

以上です。

○15番（政野太君） それでは、通告をさせてもらっているのは、今御質問をさせてもらうのでよろしいのでしょうか。

すみません、行政報告の中にちょっと触れたものがなかったので、あえて質問をさせていただきますけども、まず消防分野でのDXの推進についてちょっとお伺いしたいと思っております。

デジタル田園都市国家構想の中での消防防災分野におけるDXの推進は、消防防災力の拡充・強化へつながるとされております。また、事務処理のDX化による職員の作業負担軽減は、結果的に市民の安心・安全を守る好循環につながるものと考えます。全国的にも消防組織内にデジタル戦略プロジェクトチームを立ち上げるなど取組が始まっているとも聞いておりますが、本備北地区消防組合において、DX化についての取組ではどのような推進をしていらっしゃるのかという点についてお伺いさせていただければと思います。

〔総務課長（松本英嗣君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 松本総務課長。

○総務課長（松本英嗣君） 失礼します。

政野議員の消防組合におけるデジタルDX化の推進状況でございますけども、デジタル都市田園構想につきましては、地方の人口減少や過疎化など社会課題を解決するための鍵とされております。新しい付加価値を生み出す源泉として、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進することとされております。また、議員おっしゃるように事務処理におけるDX化、こちらにつきましては職員の事務負担の軽減というものにつながるものと組合でも考えております。

現在、当組合では令和元年度から備北地区消防組合職員提案制度及びプロジェクトチーム設置及び運用という取組をしております。職員提案の中で事務の見直しや改善を図っていくものですが、この制度の中から出勤などの様々な記録を共通フォーマット上で処理する提案やグーグルフォームを使ったスプレッドシートによる一斉連絡の提案など電子化できる処理の採用、運用をし、事務の負担軽減等につなげてまいっております。また、Zoom会議などを積極的に活用し、署所間の移動時間を不要とし、事務の軽減や、さらにはコストの縮減という形も行っております。

今後、予防業務における申請などについて一部電子申請の対応でありましたり、救急業務における消防医療機関の情報連携システムの運用なども予定をされ

ております。

デジタル技術につきましては、日々進化し続けております。消防組合としては、日々の業務の中でDX化できるものはないかということのを常に検証するとともに、今後も新しい技術の情報には注視してまいりたいというふうに考えております。DXの導入、活用は、市民の利便性はもとより、安心・安全につながるものとして捉え、引き続き推進してまいりたいと、このように考えております。

〔15番（政野太君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 政野議員。

○15番（政野太君） 令和元年からそういう提案制度の中でいろんな取組をされているという御説明だと思います。DXは、これはあらゆる分野でかなり急速に進んでおりますので、一つ提案させていただくとすれば、やはり提案制度ということだけではなくて、そのDXに関連した特別な取組をされるほうがより今からの推進につながっていくものだと思いますので、御協力をいただければと思います。

また、マイナンバーカードも様々な問題があるようですが、救急搬送の際にその辺のカードの活用ということが今まさに進んでおりますので、そういった取組も、DX化の取組も採用してもいいんじゃないかと思っておりますので、一つ提案させていただいて終わりたいと思っております。

○議長（堀井秀昭君） 通告をされている質問があればも含めて、他に質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） それでは、質疑なしと認めます。

日程第3、令和5年議案第11号備北地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君）、挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程されました議案第11号備北地区消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、新型

コロナウイルス感染症等に対処するための人事院規則が一部改正されことにより、当消防組合の関係条例を改正しようとするものです。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症の患者に対する救急業務を実施した職員の特務手当の特例を廃止するものです。また、人事院規則の改正においても、追加された特例として、今後、政府対策本部が設置された新型インフルエンザ等の措置に係る救急業務で消防長が定めるものに従事した場合は、特務手当を支給できるよう追加しようとするものです。

なお、特例に係る特務手当の額は、人事院が定める作業に従事した救急業務の場合は1当務日につき1,500円以内、心身に著しい負担を与えると消防長が認める作業に従事した場合は1当務日につき4,000円以内としています。

以上、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

討論をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4、令和5年議案第12号備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君）、挙手して発言を求めらる〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程いただきました議案第12号備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）について御説明

申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたこと、健康増進法が改正されたことを踏まえ、備北地区消防組合火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、近年、電気自動車向けの急速充電器が高出力化していることなどを踏まえ、急速充電設備の定義及び急速充電設備に係る火災予防上必要な措置の見直しが図られたことから、急速充電設備の位置、構造、管理に関する基準の改正を行うものです。

また、健康増進法の改正によって喫煙専用室を設けようとする場合には、喫煙専用室標識の設置が必要となりましたが、火災予防条例においても喫煙所への標識の設置を必要としていることから、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、規定の改正を行うとともに、図、記号による禁煙、火気厳禁、喫煙所の標識の規格が定められたことから、所要の整理を図ろうとするものです。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5、令和5年議案第13号動産の買入について（消防ポンプ自動車）を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程いただきました議案第13号の動産の買入についてを御説明申し上げます。

本案は，東城消防署に配置しております消防ポンプ自動車を購入後24年を経過し，老朽化が著しいことから，更新しようとするものであります。また，消防車両に水槽と圧縮空気泡消火装置を搭載したポンプ車に更新することで，消防水利が不足する場所や建物火災においても少量の水で効率よく消火を行うことができるため，消防力の強化と水損防止を図ることができるものです。

6社を指名し，去る4月21日入札を執行しました結果，4,972万円で株式会社三葉ポンプが落札しました。買入れ予定価格が5,302万円で2,000万円以上であったため，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程により，組合議会の議決を求めようとするものであります。よろしく御審議の上，御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

討論を願います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって，本案は原案のとおり可決しました。

日程第6，令和5年議案第14号動産の買入について（高規格救急自動車）を議

題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程いただきました議案第14号の動産の買入について御説明申し上げます。

本案は，東城消防署に配置しております高規格救急自動車が購入後15年経過し，走行距離が22万キロを超えていることから，更新しようとするものであります。

4社を指名し，去る4月28日入札を執行しました結果，金額1,925万円で広島日産自動車株式会社三次店が落札しました。買入れ予定価格が2,047万7,600円で2,000万円以上であったため，議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規程により，組合議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議の上，御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 質疑なしと認めます。

討論をお願いします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は，原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって，本案は原案のとおり可決しました。

日程第7，令和5年議案第15号備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，増田誠宏議員の退室を求めます。

(増田議員退室)

○議長（堀井秀昭君） 提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました議案第15号備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は，去る5月11日に備北地区消防組合議会議員選出の監査委員から辞表が提出され，現在空席となっているため，三次市畠敷町1140番地4，増田誠宏議員を監査委員として選任することについて，地方自治法第196条第1項の規定に基づき，組合議会の議決を求めようとするものであります。御審議の上，御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 本件は人事案件でございます。

先例により，質疑及び討論を省略して直ちに採決したいと思えます。

お諮りいたします。

本案はこれに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって，議案第15号備北地区消防組合監査委員の選任の同意を求めることについてはこれに同意することに決定いたしました。

増田議員，入室願います。

(増田議員自席へ)

○議長（堀井秀昭君） 日程第8，令和5年議案第16号備北地区消防組合公平委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔副管理者三次市副市長（堂本昌二君），挙手して発言を求める〕

○議長（堀井秀昭君） 堂本副管理者。

○副管理者三次市副市長（堂本昌二君） ただいま御上程いただきました議案第16号備北地区消防組合公平委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、備北地区消防組合公平委員会委員として選任されています古永雅則氏が本年6月30日付で任期満了となりますが、引き続き同氏を当組合の公平委員会委員として選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるようにするものであります。なお、任期は4年となっております。よろしく御審議の上、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀井秀昭君） 本件は人事案件でございます。

先例により、質疑及び討論を省略して直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀井秀昭君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号備北地区消防組合公平委員会委員の選任の同意を求めることについてはこれに同意することに決定いたしました。

以上で本臨時会に提出された付議事件は終了いたしました。

これにて令和5年備北地区消防組合議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時42分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により，ここに署名する。

令和5年6月12日

備北地区消防組合 議会 前議長 弓 掛 元

議会 新議長 堀 井 秀 昭

議事録署名者 徳 岡 真 紀

議事録署名者 政 野 太